

福岡県公報

平成二十一年十一月二十日
第三千四十二号
増刊 ①

目次

告 示 (第七百六十二号)

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示 (団体指導課) …………… 一

訓 令 (第二十一号)

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令 (生活安全課) …………… 三

告 示

福岡県告示第七百六十二号

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県農業改良資金貸付規程(平成十四年九月福岡県告示第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(対して農業改良資金(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金(以下「**県貸付金**」)を含む。))を「(以下「**農業者等**」)という。)、認定中小企業者(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)以下「**農商工等連携促進法**」)という。)(第十一号第一項の認定中小企業者をいい、当該認定中小企業者が団体である場合には、その構成員を含む。以下同じ。))又は認定製造事業者等(米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)以下「**米穀新用途利用促進法**」)という。)(第八条第一項の認定製造事業者等)をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には

、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。)(対して農業改良資金(当該資金の貸付けを行う法第三条第二項に定める融資機関(以下「**融資機関**」)という。))に対する当該貸付けに必要な資金を含む。))」に改める。

第二条中「農業者又は農業者の組織する団体」を「農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改め、同条第二号中「法律第二号」の下に「以下「**青年等就農促進法**」という。」を加え、同条に次の五号を加える。

八 農商工等連携促進法第四条第一項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

九 農商工等連携促進法第四条第二号イに掲げる措置を行う認定中小企業者。ただし、次に掲げる場合については、貸付対象者から除外する。

イ 金融保険業を営む場合
ロ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後六箇月を経過していない場合
合

八 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みの際に際し金融斡旋業等を営む第三者が介在する場合

二 許可及び登録等を必要とする業種にも関わらず、当該許可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

十 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)以下「**農林漁業バイオ燃料法**」という。)(第四条第一項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等(同計画に従って農林漁業バイオ燃料法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施する場合に限る。))

十一 米穀新用途利用促進法第四条第一項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた同法第二条第三項に規定する生産者又は同条第六項に規定する促進事業者のうち同項第二号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等(同計画に従って米穀新用途利用促進法第二条第七項第二号イ又は八に掲げる措置を実施する場合に限る。)

十二 米穀新用途利用促進法第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等

第三条第一項を次のように改める。
農業改良措置に関する計画は、次のとおりとする。

一 農業者等が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第七条第二項及び規則第二条に定めるところであり、資金基本要綱第三の(一)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。

二 認定中小企業者が作成する計画

農工商等連携促進法第十一条に基づき、認定農工商等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれている場合には、同法第五条第三項の認定農工商等連携事業計画(以下「認定農工商等連携事業計画」という。)及び別に定める貸付申請書により貸付資格の認定を行うものとする。

三 認定製造事業者等が作成する計画

米穀新用途利用促進法第八条第一項に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置が含まれる場合には、同法第五条第三項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定生産製造連携事業計画」という。)及び別に定める貸付申請書により、貸付資格の認定を行うものとする。

第三条第二項に次の二号を加える。

五 認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置

イ 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって事業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。なお、「連携先の農業者等」が農業経営を行わない団体(農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合の出資する子会社等)である場合には、その団体の直接又は間接の構成員である農業者で認定農工商等連携事業を実施する者をいう。以下同じ。

ロ 認定中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品(以下「農畜産物等」という。)を相当程度取り扱うことにより、当該農業者等の農業改良措置

を支援する効果を有する加工施設の改良、造成又は取得をすることをいう。この相当程度の具体的な判断基準は次のとおりとする。

(1) 農工商等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けること

(2) (1)の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低五年以上の契約を継続することのいずれも満たさなければならぬ。

(3) 認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合(以下「調達割合」という。)は、少なくともおおむね五十パーセントを超えること

(4) (1)から(3)までの要件を満たさない場合において、法第九条第一号の貸付金の目的外使用に該当するときは、同条の規定に基づき、一時償還を請求することがある。

ハ 認定中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得のことをいう。この相当程度の要件については、ロ(1)から(4)までの規定を準用する。ただし、同(3)において「生産等」とあるのは「販売」と読み替える。

六 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀(米穀新用途利用促進法第二条第二項に定める新用途米穀をいう。以下同じ。)の生産の高度化に資すると認められる措置。なお、「農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するもの」の設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設

設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

第四条第一項中「農業改良措置」の下に、「認定中小企業者が連携先の農業者等の実施する農業改良措置を支援するための措置及び認定製造事業者等の農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するための措置」を加え、同条第十二号を次のように改める。

十二 認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる次に掲げる措置に必要な資金

イ 農業経営に必要な施設の設置

ロ 認定中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得

ハ 認定中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得

同条に次の一号を加える。

十三 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するために必要な資金

第五条第一項の表を次のように改める。

貸付資金	償還期間(据置期間)
令第二条に定める特定地域資金	十二(五)年以内
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第三百三十四号)第一項に定める資金	十二(三)年以内
青年等就業促進法第二十三条に定める資金	十二(五)年以内
農商工等連携促進法第十一条第一項に定める資金	十二(五)年以内
農林漁業ハイオ燃料法第八条に定める資金	十二(三)年以内
米穀新用途利用促進法第八条第一項に定める資金	十二(三)年以内

第六条中「同条第一項に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫若しくは農林中央金庫(以下「融資機関」という。)(」を「融資機関」に改め、「集落営農組織」の下に、「認定中小企業者及び認定製造事業者等」を加える。

第七条第二項中「地域農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)(の長

」を「農林事務所普及指導センターの長と、北九州普及指導センター及び京築普及指導センターについては、農林事務所の長」に改め、同条第四項中「普及センターの長」を「農林事務所普及指導センターの長又は農林事務所の長(北九州普及指導センター及び京築普及指導センターの場合に限る。)(以下「普及指導センター等の長」と総称する。)(」に改め、同条第五項中「普及センターの長」を「普及指導センター等の長」に改め、「速やかに審査し、適当と認める場合は」を削り、「(様式第三号)を添付して、当該書類を農林事務所の長に送付しなければならない」を「(様式第三号)以下判断資料という。)(を作成するものとする」に改め、同条第六項中「前項に規定する書類の送付を受けたときは、」を「第四項に規定する書類を」に改め、「当該書類」の下に「及び前項に規定する判断資料」を加える。

第九条第二項中「普及センターの長」を「普及指導センター等の長」に改め、同条第四項中「普及センター」を「普及指導センター等の長」に改め、同条第五項中「普及センターの長」を「普及指導センター等の長」に改め、「速やかに審査し、適当と認める場合は」を削り、「添付して、当該書類を農林事務所の長に送付しなければならない」を「作成するものとする」に改め、同条第六項中「前項に規定する書類の提出を受けたときは、」を「第四項に規定する書類を」に改め、「当該書類」の下に「及び前項に規定する判断資料」を加える。

様式第三号中「~~北九州普及指導センター及び京築普及指導センター~~」に改め、同様に注として次のように加える。
 注：北九州普及指導センター及び京築普及指導センターの編成、「普及指導センター」とあるのは「農林事務所長(普及指導センター)」と読み替える。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業改良資金貸付規程の規定は、平成二十一年十月一日から適用する。

訓令

福岡県訓令第二十一号

本庁 出先機関

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

福岡県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十四年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「消費者保護行政」を「消費者行政」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 消費者安全の確保に関する事項

第三条第三項中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 会長は、連絡協議会の議事に必要と認めるときは、委員以外の者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

第七条を次のように改める。

（幹事会）

第七条 連絡協議会の議事を円滑に推進するため、幹事会を置く。

2 幹事長は、生活安全課長の職にある者を充て、幹事は、別表第二に掲げる職にある者を充てる。

3 第三条第四項の規定に基づき委員が任命されたときは、当該委員は、自己の属する課又は室の職員を臨時に幹事に指名する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 第五条第二項の規定は、幹事会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

6 幹事長は、特に必要があると認めるときは、その指名する幹事により構成する専門幹事会を招集することができる。

別表総務部の項中「県民情報広報課長」を「県民情報広報課長 消防防災課長」に改め、同表保健医療介護部の項中「保健衛生課長」を「保健衛生課長 健康増進課長」に改

め、同表福祉労働部の項中「障害者福祉課長」を「障害者福祉課長 労働政策課長」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条関係）

総務部	県民情報広報課課長補佐 消防防災課副課長
企画・地域振興部	調査統計課課長補佐
新社会推進部	男女共同参画推進課課長補佐 生活安全課企画監
保健医療介護部	保健衛生課課長補佐 健康増進課課長補佐 薬務課課長補佐 高齢者支援課課長補佐 介護保険課課長補佐
福祉労働部	福祉総務課副課長 障害者福祉課課長補佐 労働政策課副課長
環境部	環境政策課副課長 循環型社会推進課課長補佐
商工部	商工政策課副課長 中小企業経営金融課課長補佐 国際経済観光課課長補佐 工業保安課課長補佐
農林水産部	農林水産物安全課課長補佐 園芸振興課課長補佐 水田農業振興課課長補佐 畜産課課長補佐
建築都市部	建築指導課課長補佐 住宅計画課課長補佐

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。